

小規模事業者持続化補助金

<一般型>と<コロナ特別対応型>の違いについて

作成者：相模原商工会議所 経営支援課

作成日：2020.6.15

はじめにご承知おきください

- ①本スライドは<一般型>について、ご理解いただいている前提で、説明を進めてまいります。
- ②作成日（2020.06.15）時点の情報により構成するものです。

追加された要件について

<コロナ特別対応型>で追加された要件

- 補助対象経費の6分の1以上が、以下の要件に合致する投資を行う小規模事業者等であること

- A : サプライチェーンの毀損への対応
- B : 非対面型ビジネスモデルへの転換
- C : テレワーク環境の整備

A : サプライチェーンの毀損への対応 の具体例

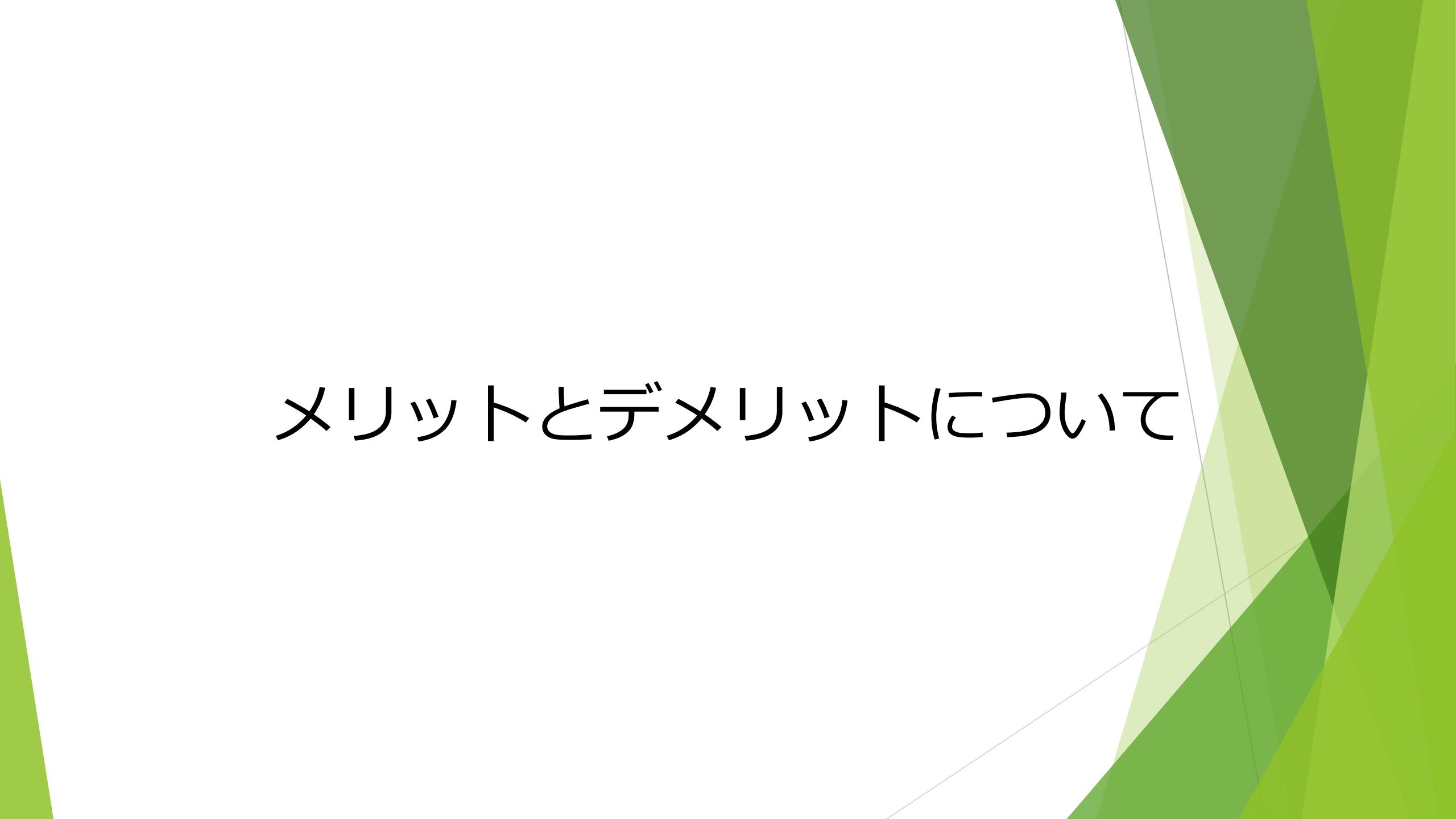
- ・外部からの部品調達が困難であるため、内製化するための設備投資
- ・製品の安定供給を継続するため、設備更新を行うための投資
- ・コロナの影響により、増産体制を強化するための設備投資
- ・他社が営業停止になったことに伴い、
新たな製品の生産要請に応えるための投資

B：非対面型ビジネスモデルへの転換 の具体例

- ・店舗販売をしている事業者が、新たにＥＣ販売に取り組むための投資
 - ・店舗でサービスを提供している事業者が、
新たにＶＲ等を活用してサービスを提供するための投資
 - ・有人で窓口対応している事業者が、無人で対応するための設備投資
 - ・有人でレジ対応をしている事業者が、無人で対応するための設備投資
- ※単に認知度向上のためのＨＰ開設は、対象になりません。

C：テレワーク環境の整備 の具体例

- ・WEB会議システムの導入
- ・クラウドサービスの導入



メリットとデメリットについて

<コロナ特別対応型>のメリット

①補助額が上がる

	コロナ特別対応型	一般型
補助率	2/3 ※	2/3
補助額	100万円	50万円

※B・C類型単体、A類型とB・Cを組み合わせて申請する場合、補助率が3/4に引き上げされました

<コロナ特別対応型>のメリット

②経費計上を遡及できる

今回の公募（コロナ特別対応型）においては、特例として、

2020年2月18日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認めます。

(公募要領 p.3 抜粋)

<コロナ特別対応型>のメリット

③概算払いによる即時支給の適用を受ける

交付決定を受けた後、事業者の利便を考慮し、一定の売上が減少した小規模事業者等（前年同月比20%以上減少）が希望し一定の要件を満たす場合、概算払いによる即時支給を行うことが可能です。

(公募要領 p.40 抜粋)

<コロナ特別対応型>のデメリット

ケーススタディがないこと

情報の蓄積が無いため（<一般型>は2013年から始まった事業です）、
公募要領に記載される「定性的な説明について」その解釈を判断しかねます。
「補助事業の内容」や「経費区分」など、そもそも要件対象外となってしまう
ことも想定されます。

※具体例に記載がない内容についてお問い合わせいただいた場合、
相模原商工会議所ではお答えできません
(補助金事務局へ直接お問い合わせ願います)

最後に

簡単ではございますが小規模事業者持続化補助金における

<一般型>と<コロナ特別対応型>について、

その違いをご説明させていただきました。

細かい相違はこの他にも多数ございますが

「自身のやりたいこと」が要件に挙げられる具体例と

合致するかどうか、ということが肝になるかと存じます。

補助事業の考え方等につきましては、
いざれも<一般型>でご用意させていただきました
WEBセミナーが有効であると考えておりますので、
申請書作成の一助としていただければ幸甚です。

<コロナ特別対応型>で申請される方のスキーム（イメージ）

- ① <一般型> 「WEBセミナー」を視聴・
本スライドで両者の大まかな違いを理解
- ② <コロナ特別対応型>公募要領・
申請様式を自身で確認、申請様式を記載
- ③ 「個別相談会」にて自身で記載した申請様式をブラッシュアップ
- ④ 相模原商工会議所ホームページから様式3号発行申込
- ⑤ 様式3号を郵送またはメールで受取、補助金事務局へ申請